

原子力発電所の稼働に係る判断

原子力グループ 越智 文洋

先週の話であるが、国内外の原子力の稼働に係る判断がニュースを賑わせていた。1つは5月21日の関西電力㈱に大飯発電所の運転差し止めを命じた福井地方裁判所の判決¹であり、訴えを起こした側にすら驚きを持って受け止められている。関西電力㈱は翌日に控訴²しており、まだ判決は確定していない。福井地裁の判決には仮執行宣言はついておらず、関西電力㈱は司法判断が確定するまでは現在の原子力規制委員会の規制基準の審査を進め、合意が得られたプラントについては再稼働を進めるとしている³。

もう1つは日本のメディアではあまり報じられなかったが、5月18日に実施されたスイスのベルン州民がミュンヘン原子力発電所の即時稼働停止を求めた住民発議に係る州民投票の結果であり、63.3%の反対票により否決されたというものである⁴。この結果を受け、運営会社であるBKWは予定されている2019年までミュンヘン原子力発電所の運転を続けることとなる。

率直に、これらの結果はいずれも意外であった。

まず、大飯発電所の運転差し止めを命じた福井地裁の判決であるが、判決文に目を通すと、

—概略—

「大飯発電所には1260ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能であり、1260ガル以上の地震が到来した場合には、原子炉の冷却機能が喪失し、メルトダウンが発生する可能性が極めて高く、周辺住民の被ばくが避けられないため、周辺住民の人格権を侵害される具体的な危険があると認められる。

因って、大飯発電所3,4号機の運転をしてはならない。」

というもの。

大飯発電所3,4号機については、原子力規制委員会の審査会合において、3連動や断層の上端深さといった科学的な根拠について議論されているが、上記の判決文では原子力規制委員会が行っている科学的な議論は意味が無いと言っているに等しく、原子力発電所にゼロリスクを要求しているようにも読める。従前の原子力発電所の差し止め訴訟における議論は、事業者、規制側の手続き上の瑕疵が争点であったが、今回の判決では裁判所が原子力発電所を危険と断じており、司法といえども疑問を抱かずにはいられない。欧米先進国では原子力規制機関の判断が絶対であり、他の機関が判断に口を挟むことは考えられないことから、今回の判決は国際的にも異例である。

一方、スイスは現状、発電電力量構成の大部分が水力(約57%)と原子力(約37%)⁵に占められているが、福島第一原子力発電所の事故を受け段階的な脱原子力を宣言⁶しており、エネルギー基本方針「エネルギー戦略2050」では2050年までに水力を約56%、水力以外の再生可能エネルギーを約31%、残りを天然ガス等の化石燃料で賄うという野心的な脱原発方針を打ち出している。スイス連邦政府は、既存の原子炉の稼働期間を当面50年とする方針であることから、具体的には2019年から2034年までの間に既存5基の原子炉を順次停止していくこととなる。上述の国の方針に加え、今回投票の対象となったミュンヘン原子力発電所は福島第一原子力発電所1号機とほぼ同じ時期にあたる1972年に営業運転を開始したBWR型プラントであり、運営会社であるBKWは「経済的理由から」50年を待たずに2019年に停止することを宣言している。また、州民投票に当たって発議した州民側は「ドイツからの安い風力・太陽光電力が突然、供給過多になった。原子力が無くとも電力は十分ある。」と、いかにも耳触りの良い主張を行っていたため、結果がどちらに転ぶかはわからない状況であった。

¹ 日経新聞 : http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK21020_R20C14A5000000/

² 関西電力㈱ : http://www.kepcoco.jp/corporate/notice/20140521_1.html

³ 日経新聞 : http://www.nikkei.com/article/DGXNASDZ270CD_X20C14A5TJ1000/

⁴ swissinfo : <http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=38609234>

⁵ IEA, Energy Balances of OECD Countries, 2013 Edition

⁶ swissinfo : <http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=33958990>

しかし、結果は51.6%という高い投票率の中で賛成が36.7% (137,285票) 反対が63.3% (236,285票) という大差であった。多くの地元住民は短期の発電ポートフォリオに深刻な影響を与え、かつ損害賠償請求等によって多額のコスト負担が発生する早期の脱原発は望んでいない⁷ことが明らかとなり、こちらの投票結果についても大差がついたという点では意外であった。

福井地裁の判決文には、
「本件原発の稼働停止による不都合は電力供給の安定性、コストの問題にとどまっている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活することが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている(原文ママ)」
との記載があるが、スイスの州民投票では逆の判断が出ていることとなる。

なお、前述のミュンヘン原子力発電所については、福島第一発電所事故以降、常に訴訟の渦中にあり、近隣住民が運転期間制限を求めた裁判では、連邦行政裁判所の判決において敗訴 (2012年3月)⁸し、連邦最高裁判所に上訴している。その結果、連邦最高裁判所の裁判官は2013年3月に「原発が安全かどうかは、司法が判断すべきではなく、専門知識を持った核安全監督局 (ENSI/IFSN) に委ねるべきだ。また、原発の安全は運転期間を限定することで達成されるわけではない。」と述べ、BKW、エネルギー庁に無期限の運転許可を認めている⁹。

控訴審では福井地裁の判決が覆るのか、または、控訴審でも関西電力(株)が敗訴するのか、今後の日本の原子力発電に大きな影響を与えることになるであろう名古屋高裁金沢支部での控訴審の行方が注目される。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

⁷ ニュークレオニクス・ウィーク日本語版 - 2014.5.22

⁸ 朝日新聞：<http://www.asahi.com/economy/news/TKY201203080814.html>

行政裁判所は2012年3月1日、ミュンヘン原発の運転許可を(安全性の観点から)2013年6月28日までと定め、またBKW側にその期限までにエネルギー省に新しく稼働延長申請を行い、総合的な安全管理計画案を提出しなければならないとの判決を出した。

⁹ swissinfo: <http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=35354854>